

ふるさと歴史散歩

〔第172回〕府中町の中世山城跡

その二



町内の山城跡6箇所のうち、4城跡については、すでに横田禎昭先生（町文化財保護審議会会長）が、このコラムで紹介されています。

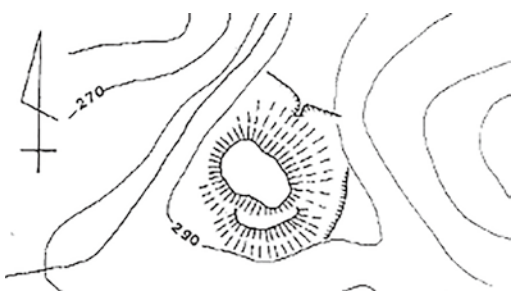
（第97回平家城跡、第101・102回石井城跡、第103・105回出張城跡、第120・123回千代城跡）

このうち、出張城跡は、平成2年に町教育委員会が、安芸府中高校教諭（当時）の山県元先生を中心に、安芸府中高校及び高陽東高校の先生・生徒の協力を得て、試掘調査を行っています。調査は、城跡最高所の第1郭に、試掘坑を設けて実施しています。見つかった遺構としては、径40〜100cmの土坑10基、幅40〜60cmの溝3条が記録されています。土坑とされた坑の中には、柱穴として掘られた坑もあるものと考えられます。出土した遺物には、土師質土器の細片（数十点）、青磁碗の破片（1点）、陶器の甕の口縁部（1点）、鉄釘（数点）、

鉄滓（数点）があります。これらのことから、第1郭には建物が建てられており、利用した人々の痕跡として、土器類などが残されたものと考えられます。また、調査時の踏査によって、第1郭の周囲には郭状の平坦面が、5箇所残されていることも確認されています。この確認された郭のいくつかにも、建物が建てられていた可能性があります。

また、未紹介の城跡としては、「新城城跡」、「阿計玖羅城跡」があります。新城城跡は、新庄城跡ともいい、町と広島市畑賀の境にある笹ヶ峠の南、約200mに所在し、標高301mの丘陵頂部に占拠しています。菅原守氏の『藝州府中荘誌』には「村の東方、字柳が迫山に在り、東西四町、五稜形を為す、里人は云ふ、大内氏の将陶氏の一族の営所たりしと。」とありますが、『芸藩通志』には記載がなく、城主などは不明です。新城城跡

は、丘陵最高所に1郭（16m×20m）があり、その南側に一段低い小郭が設けられています。また、1郭の南東と北東に堀切があります。北東部の堀切は中央部に土橋がかかっており、南東部のものは浅い堀切となっています。西側の尾根続きは、地形を加工した痕跡が認められず、自然傾斜となっています。



新城城跡略測図(S=1:2500)

出典：県教育委員会「広島県中世城館遺跡総合調査報告書第一集」

府中町教育委員会社会教育課
主幹 沢元 保夫

消費生活相談

賃貸住宅退去時の現状回復トラブル

相談内容



3月末に大学4年間を過ごした賃貸アパートを退去した。壁のクロスに少し汚れがあったが、退去の立会いの際は、管理会社から「綺麗にしている」と言われた。しかし、4月に届いた請求書を見ると、床のクッションフロアと壁のクロス全面張り替えなどで敷金を超える12万円を請求されていた。すべてを借主が負担しなければならぬのか。（20代 女性）

アドバイス



相談者には、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（国土交通省作成）を説明し、請求書とガイドラインとを照らし合わせながら、管理会社と交渉するように助言しました。平成29年度上期に寄せられた県内の消費生活相談（不当請求・架空請求を除く）のうち、「不動産賃貸」に関する相談は66件と、「インターネット通信サービス」となれば、最も多く寄せられています。

①入居の際の注意事項

契約時は、退去時の費用負担を定めた条項（特約事項）など、契約内容をよく確認し、納得してから契約する。また、入居前からあった傷や汚れは、日付入りの写真を撮って、記録を残しておく。

②退去の際の注意事項

国土交通省のガイドラインなどで、原状回復の考え方を理解した上で、立会いに臨む。また、立ち会いは、日付入りの写真を撮って、記録を残しておく。請求費用に納得がいかないときは、内訳などを家主や管理会社などに説明を求める。

話し合いによる解決が難しい場合は、民事調停や少額訴訟などの手続きもあります。困ったときは、消費生活相談コーナーにご相談ください。

消費生活相談員による相談コーナー

町民生活課(役場4階)
☎286-3128
月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時

